

毎週火、金曜日発行（但休日当る日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

（曜日）

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- ◇告示 土地収用法に基づく土地細目等の公告の申請保安林の解除予定
- 教育職員の免許状の授与
- 新たにちなおうとする土地改良事業の認可
- 町営土地改良事業の認可
- 土地改良区の成立
- 牛の結核病検査等の実施

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二中（一）の項を次のように改める。

（一）鳥取県改良普及員資格試験条例に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七号

鳥取県知事石破二朗から土地細目及び権利細目の公告の申請があつたので、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十三条及び第百三十八条において準用する同法第三十三条の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和三十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 収用しようとする土地の所在、地番及び地目
倉吉市巖城字安田開 二七〇ノ一 田

二七〇ノ二 田

字井木渡り 一二九 田

字土井の上 三六〇ノ二 田

三六四ノ二 田

二 収用しようとする権利に関係のある土地の所在、地番及び地目並びに権利の種類
倉吉市巖城字安田開 二七〇ノ一 田 抵当権

二七〇ノ二 田

字井木渡り 一二九 田

鳥取県告示第八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受け
たから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字細川字高浜九二〇ノ一七

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第九号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第五条の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏 名 本籍地 授与年月日
幼稚園教諭一級 昭三八 幼一普 新出絹江 鳥取県 昭和三十
普通免許状 第一号 年十二月二
十五日

鳥取県告示第十号

細川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(客土)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十九年一月十四日認可した。

昭和三十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十一号

鳥取市越路土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(農道)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十九年一月十四日認可した。

昭和三十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十二号

西伯郡淀江町から申請のあつた町営土地改良(稻吉農道橋改良)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十九年一月十四日認可した。

昭和三十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十三号

西伯郡西伯町大字福成一〇番地 亀尾忠治ほか三十一人の者から申請のあつた天津土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条の規定により昭和三十九年一月十四日成立した。

昭和三十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査及びブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一構内で飼育している牛。

ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育されている鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

結核病検査 ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査 プルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査

肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

ひな白痢検査 急速凝集反応

別表 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日 実施区域 実施場所

一月 二十日 日野郡江府町米沢 下蚊屋 助沢

〃 二十一日 〃 溝口町日光 籠原、大滝、富江

〃 二十二日 〃 大内

〃 二十三日 〃 江府町神奈川 俣野

〃 二十四日 〃 溝口町溝口 谷川、宮原

〃 二十五日 〃 〃 二部 間地、福岡

ひな白痢検査

実施期日 実施区域 実施場所

一月 二十日 米子市 各種鶏場巡回

〃 二十一日 〃 〃 〃

〃 二十二日 〃 境港市 〃

〃 二十三日 〃 岸本町 〃

〃 十七日 〃 気高郡鹿野町 〃

〃 十八日 〃 〃 〃

〃 二十日 〃 〃 〃

〃 二十一日 〃 〃 〃

〃 二十二日 〃 〃 〃

〃 二十三日 〃 〃 〃

結核病検査及びブルセラ病検査

一月 二十七日 一月 三十日 倉吉市 上北条検査場

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

22000

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日火金

二十七日	三十日	米子市、成実
二十八日	三十一日	尚徳
		五千石、巖
		会見町 手間
		境港市 中浜
二十九日	二月一日	西伯町 法勝寺、東長田、上長田
二十日	一月二十二日	中山町 赤坂
		中尾、殿、河内
二十三日	二十五日	名和町 旧奈和、奈和
		大山町 坊嶺、佐摩
二十七日	二十九日	高麗
		畑
二十九日	三十日	淀江町 稻吉、富繁
		淀江
三十一日	二月三日	大山町 所子

22

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
 定価 一月二五〇円(送料共)